令和4年度　株式会社　新庄輸送サービス　運輸安全マネジメントの取り組み

『 基 本 理 念 』

「安心・安全」を最優先に当社では、地域社会に貢献し信頼される企業を目指し、社員一丸となって、もてなしの心を持って輸送の安全を積極的に取り組んで参ります。

『輸送の安全に関する基本的な方針』

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、又、現場における安全に関する声に、真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定（P）・実行（D）・チェック(C)・改善(A)のサイクルを確実に実行し、安全対策を継続的に推進する事により、全社員が一丸となった高い安全意識で業務を遂行し、更なる輸送の安全の向上に繋げる。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

[安　全　方　針]

1. 輸送の安全確保が事業の根幹であることを肝に銘じ推進する。
2. コンプライアンスを遵守し、健全な状態での運行を推進する。
3. 輸送の安全を確保するための社員教育及び研修等での社員とのコミュニケーションを推進する。
4. 各自の現場における安全に関する、ヒヤリハット、遭遇した体験談を語る場を設け、事故0件を推進する。
5. 計画に基づいた安全対策を実施し、改善ポイントを整理・分析し、継続した改善活動に生かす。

[スローガン]

安全なくして利益なし。

令和4年度 目　標	1. 死亡事故・重大事故の撲滅	：	0 件
	2. 自責事故の低減	：	0 件
	3. 自損事故の低減	：	1 件
令和3年度 実　績	1. 死亡事故・重大事故の撲滅	：	0 件　（達 成）
	2. 自責事故の低減	：	0 件　（達 成）
	3. 自損事故の低減	：	1 件　（目標：2件、達成）

P （計画）

[安全重点施策]

(1) 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの推進。
① 計画的な人材確保と効率的な作業環境整備に取り組む
・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と附帯作業の増加への対応
・人手不足の深刻化、働き方改革への対応
② 緊急時のフォローアップ体制の見直しと迅速・適切な運行体制の見直し。
・激甚化・頻発化する災害への対応
・人流、物流の変化への対応
(2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等の悪質な法令違反の根絶。
① 乗務員教育、事故防止等の各機会において社会状況等を交えながら、根絶指導を行う
・「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転撲滅の啓発を行う
・「ながら運転」の増加の対策
・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応
(3) ICT、自動運転等新技術の開発・普及促進。
① 自動車の先進安全技術の計画的な導入を検討して行く
② 継続的な取り組みとする。
(4) 超高齢化社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故防止対策。
① 依然として多発する乗合バスの車内事故対応
② 路線バスにおける車椅子使用者に関する車内事故への対応
③ 高齢歩行者の死傷事故への対応
(5) 原因分析に基づく事故防止対策と関係者の連携による安全体質の強化。

D （実行）

[R4年度教育計画]

実施月	実　施　計　画　項　目
4月	バスを運転する心構え、前年度のまとめと今年度の取り組み説明
5月	バスの運行の安全、乗客の安全確保するための遵守すべきこと
6月	バスの構造上の特性、、異常気象時における対処方法
7月	乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項
8月	乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項 バスジャック対策・緊急時の対応等の訓練
9月	運行路線・経路における道路及び交通の状況 飲酒・薬物運転防止対策と運転中の携帯電話の禁止について、
10月	危険の予測及び回避・非常時の用具、機材の取り扱いについて、
11月	運転者の運転適性に応じた安全運転
12月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法
1月	健康管理の重要性、労働時間等の改善基準の説明・指導
2月	安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
3月	ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性に応じた安全運転 ヒヤリ・ハット体験等の自社内共有におけるポイントについて、

＊ 上記の法定指導及び監督の指針事項に加え初任運転者・適齢運転者等の指導を随時実施する。

[研　修　会]

(1) 外部研修・外部研修（バス協会・NASVA等）の参加を実施する。
(2) 社内研修会を開催し現場における安全に関する声、ヒヤリ・ハット遭遇した体験を社内書式で提出、事例として事故低減に活用。
(3) 全社員へのコンプライアンス（法令遵守）浸透教育の場を継続し設け推進する。
(4) 法定資格者の増員対応を実施する。（運行管理者・整備管理者、各補助者、他）

C （チェック）

[各会議の開催]

(1) 幹部定例会議(社長同席) 2回/年実施
事業報告・輸送の安全に関する報告を各部門責任者より行い、取り組みを評価し、双方向で 情報の共有化をはかり、是正・処置による安全品質 の向上に努める。

(2) 内部監査　（1回/年実施）
定期的な輸送の安全に関する内部監査による指摘事項の是正・処置による安全品質・法令遵守の向上を図る。

(3) 安全推進委員会の開催。（幹部会議にて）
年間の輸送の安全に関する目標と取り組みに基づき推進委員会の継続的推進を行う。

(4) 年度末事業展開状況総括会議を実施する。（1回/年）
経営トップによる全体の振り返りと是正・予防安全管理体制を継続的に改善するために、経営 トップが主体的に関与して安全管理体制を評価し、必要に応じ見直し改善を行う。

A （見直し）

[見直しと是正・処置・確認]

1. 幹部定例会議内容を網羅した是正・処置。
2. 内部監査結果による是正・処置。
3. 中間時点での進捗確認を行い全体の取組状況に準じ達成に向けた是正・処置。
4. 進捗・達成状況を年度末の会議で総括し同時にその結果を次年度の安全重点施策に反映する。

[社内規定・マニュアルの整備]

1. 社内規定の見直しと整備継続
2. 暗黙のルールから誰もがわかるルールへ体系的に文書化し各業務の標準化を図る。
3. 各種資料を整理し安全データーとして活用する。（経験内容を生かし活用）
4. ヒヤリ・ハットの情報を共有する資料をつくる。